

## 岸和田市告示第32/号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は本市財務部市民税課にて保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年10月16日

岸和田市長 佐野 英利

記

- 1 送達する書類の名称  
[REDACTED]
- 2 送達を受けるべき者の氏名 (名称)  
別紙のとおり

別紙

| 氏名     |
|--------|
| 寺澤 一   |
| 関本 和千代 |
| 藪 鼓太郎  |